

# 幼稚園・認定こども園（教育時間）を利用の方向け

## 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

### Point

- 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。  
(認定こども園の1号認定こどもについても、満3歳から無償化します。)
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

## 預かり保育（教育時間以外）を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園等を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

※利用日数に応じて月額上限額は変動。(450円×利用日数)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額1万6,300円が上限)

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

## 副食費（給食のうちおかずの食材料費）について

現在費用が発生している方で、10月から副食費が免除となる方には、各市町村から通知が届きます。

### 【免除対象者】

- 年収が360万円未満相当世帯の子ども
- 全ての世帯の第3子以降の子ども(小学校第3学年修了前)

※主食代の扱いは、これまでと同様です。